

容器包装リサイクル法に基づく特定事業者からの受託による分別基準適合物の再商品化の実施

制度所管部局：廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1. 制度の概要

指定法人は、特定事業者の委託を受けて分別基準適合物の再商品化をするものである。

2. 指定、登録等の基準

【容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律】

第21条第1項

主務大臣は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人であつて、次条に規定する業務（以下「再商品化業務」という。）を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、再商品化業務を行う者（以下「指定法人」という。）として指定することができる。

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
財団法人日本容器包装リサイクル協会	平成8年10月31日	〒105-0001 港区虎ノ門1-14-1 郵政福祉琴平ビル2階 TEL 03-5532-8597	民法第34条の規定による法人であり、再商品化業務を適正かつ確実に行うことができると認められたため。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
該当無し	該当無し

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成19年9月1日現在）

指定基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める。【平成20年度中に措置】（「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に対する国の関与等に係る見直しについて」（平成20年3月31日行政改革推進本部決定））

7 . 政策評価

<http://www.env.go.jp/guide/seisaku/>